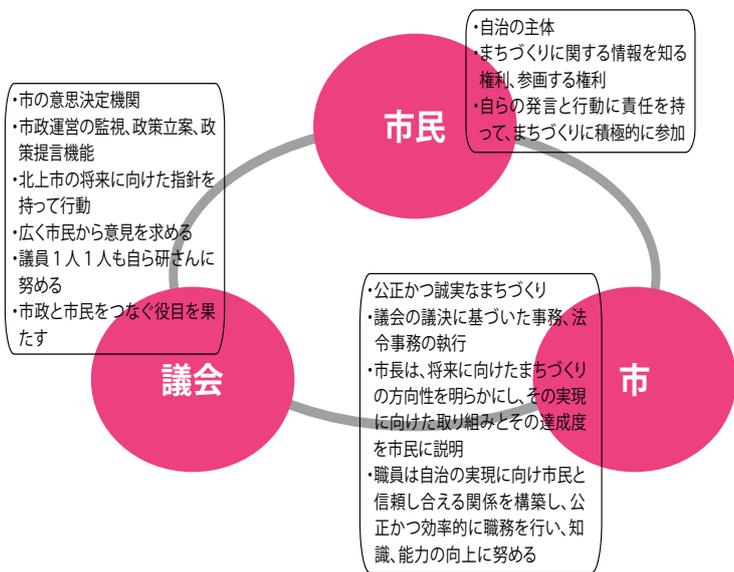
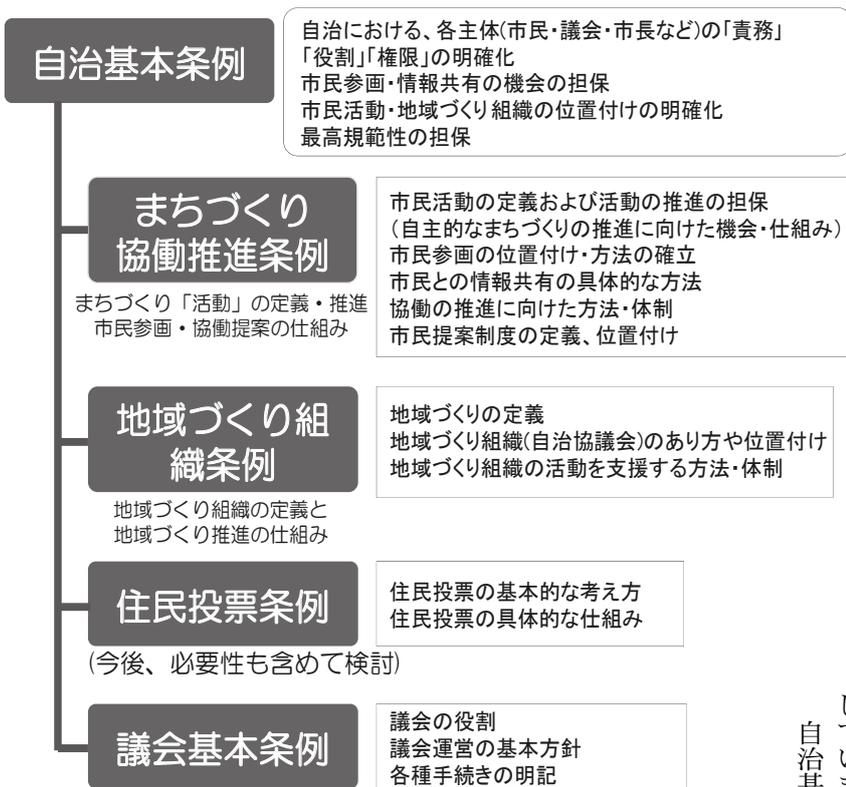


# 本格的な市民参画に向けて

市は、まちの将来像として、将来に渡って持続可能なまち、いわゆる「あじさい型のまち」の実現に向け、北上市自治基本条例、北上市地域づくり組織条例、北上市まちづくり協働推進条例を制定しました。今後はこれら条例を中心に、協働のまちづくりを進めていきます。

問い合わせ	北上市自治基本条例	政策企画課	内線	3236
	北上市まちづくり協働推進条例	地域づくり課	内線	3244
	北上市地域づくり組織条例	地域づくり課	内線	3242

## 北上市におけるまちづくり関係条例の位置付け



市は、平成18年3月に「北上市まちづくり協働推進条例」を制定し、理想とする地域社会の構築のために協働のまちづくりを進めてきました。しかし、市民の身近な参画の場であり、地域づくりのポイントでもある「自治協議会」の位置付けがあまりまいであるなど、制度的にも十分とは言えない状況にありました。

その状況を改善するために、自治基本条例、地域づくり組織条例を新たに制定し、まちづくり協働推進条例を全面的に改正しました。これにより、持続可能なまちの実現に向けた、市民主体によるまちづくりと魅力ある地域づくりを進めることができる環境が整いました。

### 北上市自治基本条例

自治基本条例とは、北上市に關わる市民、団体、企業、議会、行政などの全ての主体が、地域の課題を共有し、自らの責任において解決するためのルールであり、市民が主役となつて協働のまちづくりを進めるうえでの基本理念を定め、今年1月1日から施行しています。

えとして「情報共有の原則」「参画と協働の原則」「効果的かつ効率的な市政運営の原則」「地域経営の原則」「多様性の尊重の原則」の5つを定め、これら5つの基本原則に基づいて、北上市のまちづくりが進められていきます。

また、市の政策形成への市民参画も保障しているほか、市が行う政策評価結果の分かりやすい公表や市民参加による評価の実施も規定しています。

## 北上市まちづくり協働推進条例

自治基本条例では、協働のまちづくりに向けた理念、定義、役割分担などが定められたことから、それを支える条例として市民参画と協働などのルールや手続きを定める条例に全面改正したものです。

### ◎新たな具体策

#### 1 情報共有

多様な世代に分かりやすく情報提供、情報を共有し、相互に意見交換や調整ができる場づくりに努めるもの

#### 2 協働事業の計画、評価および改善

協働で事業を実施するにあたり、事業の企画立案、実施、評価の各過程への市民などの参画が必要であり、PDCAサイクルのもとに絶えず見直しを図っていくこと

#### 3 協働提案

市民などからの協働提案を受け付けるルールを定めること

#### 4 市民活動の推進

情報提供や情報共有の場の創出、人材育成や専門的な知識の提供、支援制度の紹介に取り組むもの

## 北上市地域づくり組織条例

市は、これまで協働のまちづくりの理念のもと地域づくりを推進してきましたが、その進展に伴い、新たな問題点が発生してきました。

一つは、**地域づくりの担い手である自治協議会と市との**

関係が不明確であることです。具体的には、地域づくりの主体は地域で、市はその活動を支援することとしてきました

が、地域づくりそのものの定義が不明確であること、地域づくりを行う組織現在の各市区自治協議会に於ける位置付けが不明確であることが挙げられます。

もう一つは、**地域の活動を支える市の支援の仕組みの改善が求められていること**です。具体的には、市はきらく地域づくり交付金により、それぞれの地域における地域づくりの活動を支援してまいりますが、事業費に対する補助金の性格が強く、活動を支える上では少し不便であると指摘

されています。これらの問題を解決するとともに、更なる地域づくりの進展を図るため、地域づくりの定義、地域づくり組織のあり方や方法などを定めたものが「北上市地域づくり組織条例」です。

### 【地域づくりにおけるこれまでの課題】

自治協議会の位置付けや行政との関係が不明確でした。

#### ◆地域の不満や疑問

- ・そもそも「地域づくり」とは何か。
- ・地域づくりは誰がやるべきものか。
- ・なぜ自治協議会が地域計画を策定するのか。
- ・なぜ自治協議会が市からさまざまなことを頼まれるのか。
- ・市は、自治協議会をどのように位置付けているのか。
- ・地域づくり交付金の対象はなぜ自治協議会か。
- ・地域づくり交付金をもっと使い易くできないか。
- ・地域への市の窓口を一元化できないものか。

### 【自治基本条例の制定】

自治基本条例で、自治の原則や地域づくりについて定められました。

#### 第4条第5号

市民は、地域の目指すべき将来像に向かって、それぞれの地域にある固有の魅力、資源を最大限に活用し、他の地域との交流及び連携を深め、市長等とともに効果的かつ効率的なまちづくりを行う。

#### 第29条第1項

市民は、自分が暮らす地域において、住みよい地域社会の構築に向け、地域の課題解決や魅力づくりなどのまちづくり(以下「地域づくり」という。)に積極的に参加するよう努めるものとする。

## 背景

## 目的

「地域を代表し地域づくりに取り組む組織」について定め、「市長等はその組織を支援する」ことを明確にすることにより、協働のまちづくりを推進し、「自主的」かつ「活力ある」地域づくりの進展を図る。

## 効果

### <明確になったこと>

- ◆「地域づくり」を定義し、「自治協議会」を「地域づくり組織」として位置付けるとともに、「市の役割」を明確にしました。
- 「地域づくり」とはなにか。  
→地域の「課題解決」と「魅力づくり」と定め、「地域の課題解決、地域振興、住民間の交流などに関すること」など9つの事業にまとめました。
- 「地域づくり」は誰がするのか。  
→地域づくり組織が主体的に、または市と協働して、または他の団体と連携して行います。
- 「地域計画」は誰が策定するのか。  
→地域づくりの基本方針と事業を取りまとめた計画で、地域づくり組織が策定します。
- 地域づくりにおける市の役割は何か。  
→市は、地域づくり組織の活動を支援します。活動で生じた事故や紛争の解決に協力や助言を行い、交付金を交付して地域づくり組織の活動を支えます。

### <さらに進むこと>

- 交流センターが行う「地域づくり活動の支援」が明確になり、体制強化を図ります。
- ・地域づくりの定義、事業、活動の主体などが明確になることにより、交流センター業務としての地域づくり活動の支援が明確化されるので、その体制強化を図っていきます。



### <今後、さらに検討が必要なこと>

- ・地域づくりをより推進する交付金になるよう、地域との意見交換を進め、平成26年度の実施に向けて検討を進めます。
- ・区長や各種委員など市が地域にお願いしているさまざまな役職と、地域づくり組織との役割分担などについて整理し、今後のあり方について検討していきます。